

奈 個 情 第 4 3 号
平成30年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る
諮問について（答申）

平成30年11月8日付け奈子こ第160号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第30-6号】

園諸費用口座振替に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 子ども未来
部こども園推進課）

(別紙)

答申：個情第21号

諮問：個情第30-6号

答 申

第1 審議会の結論

市長が、市立こども園、市立幼稚園及び市立保育園における保育及び教育活動に必要な経費の中で、保護者が負担する経費である園徴収金の収納事務について、従来の手処理による事務処理から、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」により事務処理に変更することについて、市長が管理する情報系サーバーを経由して、市立こども園、市立幼稚園及び市立保育園が管理する業務用パソコンと南都銀行株式会社が管理するウェブシステムとをオンラインで結合し、園徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用して、事務処理する実施機関（子ども未来部こども園推進課。以下「実施機関」という。）は、対象事業の概要について、次のとおり説明した。

1 園徴収金について

園徴収金とは、国費及び市費などの公費支出する以外の経費で、市立こども園、市立幼稚園及び市立保育園（以下「市立こども園等」という。）の保育及び教育活動上必要となる保護者が負担する経費として市立こども園等において保護者から徴収する経費である。市立こども園等では、乳幼児の個人負担の経費があり、公費と共に市立こども園等の保育及び教育活動を支えている。これは、市立こども園等が乳幼児の生活の場でもあり、生活習慣の指導を通して、市立こども園等の保育及び教育活動を展開するため家庭生活の延長としての側面があること、また市立こども園等の保育及び教育活動を進める上で集団活動が多く、教材・教具及び遠足などの積立金やPTA会費などの市立こども園等の保育及び教育活動には直接必要ではないが、これに付随して必要なものとして市立こども園等の園長が徴収している経費である。

したがって、園徴収金は、市立こども園等の保育及び教育活動に必要な経費としての公共性を有するとともに、その管理と取扱いを保護者が包括的に市立

こども園等の園長に信託している経費であることから公費に準じた適正な会計処理を行うこととしている。

2 園諸経費に係る口座振替事務について

- (1) 現在は、保護者から徴収する園徴収金の取扱いについては、保護者が「園諸費用口座振替依頼書」を南都銀行株式会社に提出し、市立こども園等では園徴収金の口座引き落としに係る書面を作成して、南都銀行株式会社に提出し、口座振替を行っている。
- (2) しかし、南都銀行株式会社は、平成31年3月末日でこの書面による口座振替業務を終了することから、今後、同様の口座振替を行う場合について、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用し、事務処理することとし、事務処理を確実かつ効率を高めようとするものである。
- (3) 以上のことから、実施機関が管理する情報系サーバー（以下「情報系サーバー」という。）を経由して、市立こども園等が管理する業務用パソコンと南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」において、園徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うこととするため、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用するに当たり、次の措置を講じることで、園徴収金に係る保護者等の個人情報の安全性を確保しようとしている。

- (1) 南都銀行株式会社は、個人情報保護方針を定めており、これに基づいて学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うこと。
- (2) オンラインサービス「Webビジネスバンキング」を扱う南都コンピュータサービス株式会社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定によるプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
- (3) 口座振替依頼書等により保護者から取得した個人情報は、情報系ネットワークから分離された安全性の高い行政専用（LGWAN系）ネットワークに設けられた閉域のLGWANアクセス領域に保管し、作業を行うこと。
- (4) 園徴収金に係る保護者等の個人情報を送信する市立こども園等の端末には、ログインID及びパスワードによるアクセス権限を設定することにより、システムを利用できる者を制限すること。

第3 審議会の判断

実施機関が、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用することについて、当審議会は、実施機関は園徴収金に係る保護者等の個人情報を適正に取り扱うために、第2の3(1)から(4)までの説明による措置を講じていることから、公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、南都銀行株式会社が提供するオンラインサービス「Webビジネスバンキング」を利用するに当たっては、次の事項に留意し、園徴収金に係る保護者等の個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 園徴収金に係る保護者等の個人情報を送信する市立こども園等の端末には、ログインID及びパスワードは、市立こども園等单位で設定するのではなく、当該パソコンにより事務処理する個々の職員に対し付与すること。また、当該端末を事務処理する職員が退職又は異動したときは、当該職員に付与したログインID及びパスワードを削除又は変更し、当該職員に対し守秘義務の遵守を徹底させる措置をとること。
- 2 南都銀行株式会社が学校徴収金に係る保護者等の個人情報を取り扱うに当たって、南都銀行株式会社が定めた個人情報保護方針に基づくことはもちろん、併せて南都銀行株式会社に奈良市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱いを求めるよう特約又は覚書を締結できるよう努めること。
- 3 実施機関が市立こども園等において口座振替依頼書等により保護者から取得した個人情報は、奈良市個人情報保護条例の規定に基づいて、適切に取得し、及び保管するとともに、必要がなくなったときは速やかに適切な方法により確実に廃棄すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年11月 8日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年11月22日	平成30年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。

	2 事案の審議を行った。
平成30年12月25日	平成30年度第5回審議会 答申案の最終確定を行った。
平成30年12月25日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁 護 士	会 長
杵 崎 の り 子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁 護 士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁 護 士	